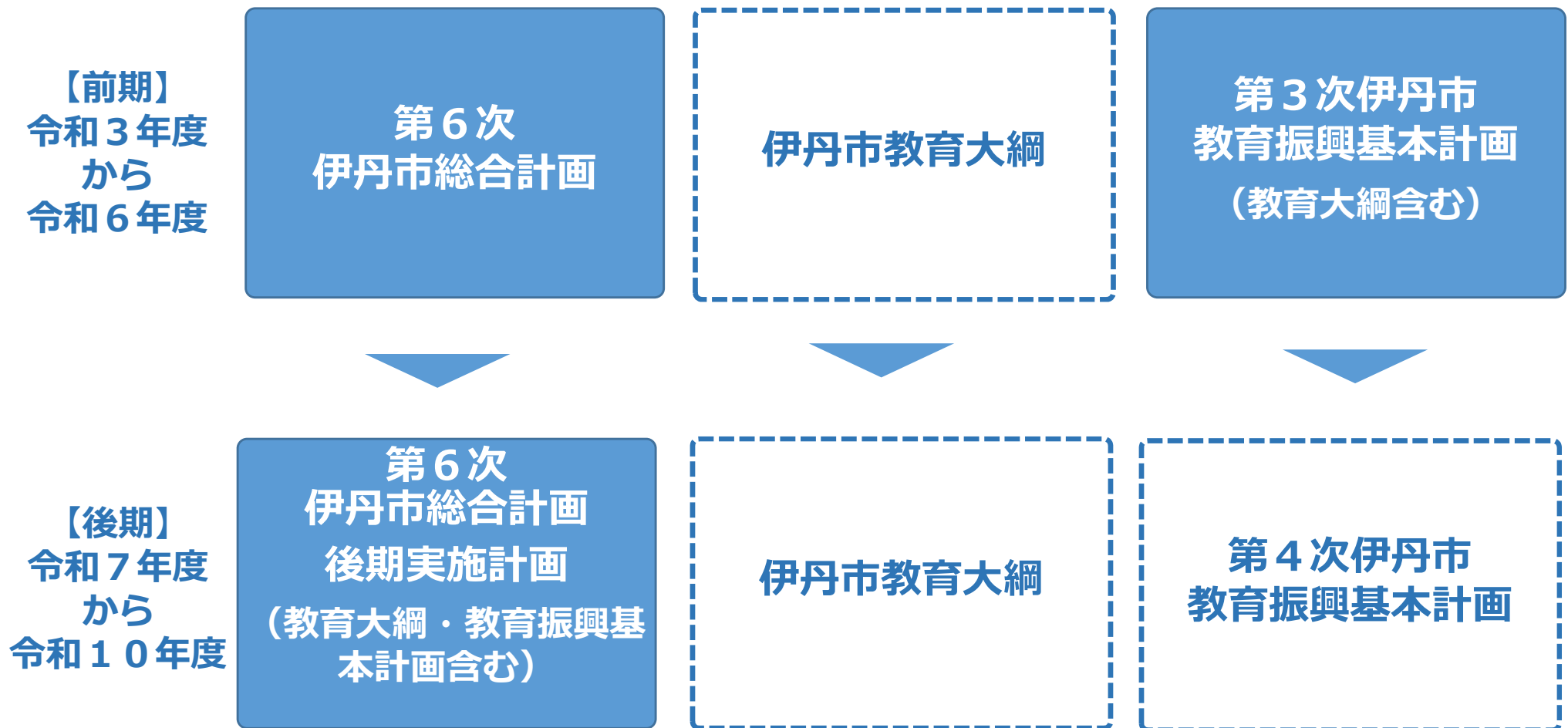


教育大綱・教育振興基本計画・総合計画 の統合について



＜参考＞伊丹市総合計画策定根拠

まちづくり基本条例第12条の2

第12条の2 市は、目指すべき市の将来像及びまちづくりの目標を定めるとともに、それらを実現するための方法や手段を総合的かつ体系的に明らかにするため、総合計画を定めるものとする。

2 総合計画は、行政運営の基本的な方針を定める基本構想、その実現に向けた分野別の取組を定める基本計画及び具体的な事業を定める実施計画により構成する。

◆伊丹市教育大綱 市策定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第一条の三 **地方公共団体の長**は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を**定めるものとする**。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを**変更しようとするときは**、あらかじめ、次条第一項の**総合教育会議**において協議するものとする。

◆伊丹市教育振興基本計画 教育委員会策定

教育基本法

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該**地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画**を定めるよう努めなければならない。

◆第6次伊丹市総合計画 後期実施計画 市策定

伊丹市まちづくり基本条例

第12条の2 市は、目指すべき市の将来像及びまちづくりの目標を定めるとともに、それらを実現するための方法や手段を総合的かつ体系的に明らかにするため、総合計画を定めるものとする。

2 総合計画は、行政運営の基本的な方針を定める基本構想、その実現に向けた分野別の取組を定める基本計画及び具体的な事業を定める**実施計画**により構成する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について(通知)

H26.7.17付【26文科初第490号】

**地方公共団体において、教育基本法に規定する教育振興基本計画
(以下「基本計画」)を定めている場合**

基本計画の**目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当**すると位置づけることができると考えられることから、**地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。**

令和2年11月27日総合教育会議での協議を踏まえて、令和3年度から教育振興基本計画をもって大綱に代えることとした。

法律に基づく計画等と他の計画等との一体的策定の可否について (令和5年4月1日時点)

国の調査結果

地方公共団体が策定 する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一 体的策定の可否(総 合計画等を除く。) (①)	当該計画等と一体的策定が可能な 計画等の名称	地方公共団 体の総合計 画等での記 載の可否 (②)※	個別の計画等 として策定す るものが望ま しいもの (③)
当該地方公共団体に おける教育の振興の ための施策に関する 基本的な計画	教育基本法	17	2	市町村・ 都道府県	◎	・地方教育行政の組織及び運営に関 する法律第1条の3に規定する大綱	○	

内閣府HP

地方分権改革＞義務付け・枠付けの見直し＞計画の策定
等に関する調査結果＞調査表②から抜粋し一部加工

**教育基本法に基づく教育振興基本計画については、教育大綱と
一体的策定が可能であり、また、総合計画等での記載が可能**

※「地方公共団体の総合計画等での記載の可否(②)」欄

⇒ 地方公共団体の総合計画等(長期・中期・短期計画、行政評価)に、計画等の全部又は一部の内容を記載
することの可否について、次により分類しています。

「◎」：地方公共団体の総合計画等での記載が可能であり、その旨を通知等により地方公共団体に対し明確化
している場合

「○」：通知等による明確化は行っていないものの、運用上総合計画等での記載が可能である場合

「×」：地方公共団体の総合計画等での記載が認められない場合

教育振興基本計画と後期実施計画（案）

具体的な
イメージ

第3次伊丹市教育振興基本計画

第1章 計画の概要

第2章 計画策定の視点

第3章 伊丹市の教育がめざす姿

教育
大
綱

1 重点目標

2 基本方針

3 重点事業

4 施策の体系

第4章 各体系の基本施策

第6次伊丹市総合計画 後期実施計画

～将来像～

ひとの絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹

大綱2 育ち・学び・共生社会

2-1 子育て・子育て 2-5 教育環境

2-2 青少年の健全育成 2-6 生涯学習・スポーツ

2-3 幼児教育・保育 2-7 人権

2-4 学校教育

大綱1 安全・安心

大綱3 健康・医療・福祉

大綱4 歴史・文化

大綱5 環境・都市基盤

大綱6 参画と協働・行政経営

教育
分野
の
基本
方針

今後のスケジュール（令和6年度）

スケジュール

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合教育会議							● 4日					
教育委員会	● 第4次基本 計画協議会①			● R5年度伊丹の 教育議決	● 第4次基本 計画協議会②	● 第4次基本 計画協議会③		● 計画(案)議決			● パブコメ結果報告	
		●	—— 随時、協議会 ——					●				
市議会				● 常任委員協議会①				● 常任委員協議会②			● パブコメ結果報告	
市民									● → パブコメ			
市				●	—— 後期実施計画作成 ——				●			

後期実施計画期間の取組みについて

1. 総論 その1

市の現状

【学校教育・就学前教育】

- ①出生数の大幅な減少(全国的にも)と今後の対応
- ②民間による児童くらの誘致
- ③全国学力調査の結果は小中ともに全国平均を大きく上回る状況 
- ④長期欠席児童生徒数の増加 
- ⑤特別な支援が必要な児童生徒数の増加 
- ⑥教員(特に臨時講師)や保育士等の不足
- ⑦GIGAスクール構想による子どものデジタル環境の充実と活用
- ⑧部活動改革についての保護者への周知

【社会教育】

- ①今後のスポーツ施設のあり方検討のため伊丹市スポーツ推進審議会で議論
- ②誰もが学びやすい社会教育環境の構築(リカレント教育)



課題を踏まえ、後期事業実施計画においては、少子高齢化が進む中、持続可能で未来志向の活力ある社会を作るための教育施策が必要となる。(ウェルビーイングの概念)

1. 総論 その2

想定外の少子化の進行やデジタル化の進展の中で、伊丹の教育を前に進めていくために教育委員会として考えるべき内容

①少子化への対応

- ・教育委員会としての子どもや子育てにやさしい環境づくり
- ・今後の幼児教育の在り方
 - 就学前施設の適正規模・適正配置等についての検討
 - 保育園・こども園・幼稚園と小学校との連携強化
- ・今後の学校教育の在り方
 - 小中一貫校等の調査研究
 - 少人数による個別最適な学びと地域や社会との連携強化
 - 異学年や他校との交流（社会に開かれた教育課程）
- ・多様化する子どもたちへの対応（長期欠席や特別な支援を必要とする子どもたちの増加）
- ・持続可能な部活動を目指した改革
- ・安全で快適な学校園施設等の整備

②教育DXの推進

- ・GIGAスクール構想によるシームレスな学びの構築
- ・未来志向の教室や教員研修の場の構築（大スクリーン等最先端のICT）
- ・教員が働きやすいデジタル環境の整備（伊丹市学校教育DX推進指針）³

1. 総論 その3

③教員・保育士の人材確保

- ・教頭を中心とした教員の勤務時間の是正
- ・働きがいのある職場づくり、若手教員の育成
- ・学校管理職の人材確保と資質向上

④社会教育施設等の老朽化対策

- ・スポーツ施設の在り方について（伊丹市スポーツ推進審議会答申）
- ・小学校給食センターの在り方について
- ・総合教育センターの在り方について

⑤教育委員会の機能強化・活性化

- ・「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に
に向けた手引き（R6.6月）をもとに
- ・事務局からの的確な情報提供（教育委員は事務局の上司）
- ・教育トーク、教育委員の学校訪問の改善
- ・教育委員の学校運営協議会への参加と教育方針の説明
- ・教育委員会定例会等の活性化（戸田市等への視察を通して）

⑥地域や社会とのつながりの強化

- ・コミュニティ・スクールの一層の推進と大学・企業・NPO等との連携

2. 後期実施計画期間の取り組み（案）

実施施策		実施施策の目標	(参考)成果指標	
2 1 2	子育て家庭への経済的支援	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学にかかる必要な経費の一部を支給することにより、保護者の経済的な負担を軽減し、就学を奨励する。	指標名(単位)	性質
2 1 4	子ども一人ひとりに応じた発達支援	発達に支援を要する子どもやその保護者に対し、一人ひとりのニーズに合わせて、必要な時に必要な支援を提供できる体制を充実する。 総合教育センターなどの関連部署との情報共有を図り、適切な相談体制を整え、0歳から18歳までおよび18歳以降の切れ目のない支援のために、引継ぎ等を活用した縦断的な連携と、保育所等訪問支援や地域巡回支援などを活用し、子どもが利用している教育保育機関と福祉サービス、医療機関などをつなぐ横断的な連携を強化する。 また、地域の事業所とのネットワークづくりや、関係機関の職員への研修や講座の実施による情報発信、保育所等訪問支援などを活用した専門的支援を広く提供することにより、地域全体で発達に支援を要する子どもやその保護者を支援する。	指標名(単位)	性質
			① 『こども発達支援センター』の相談件数(延べ件数)	=
			② アウトリーチ型サービスの実施件数(延べ件数)	↑

2. 後期実施計画期間の取り組み（案）

実施施策		実施施策の目標	(参考)成果指標	
2 1 5	子育て・家庭教育の支援	子どもの健やかな育ちを支援することを目的とし、「子育て親子の交流の場の提供」「子育て等に関する相談」「子育て関連情報の提供」「子育てに関する講座」を実施することで、乳幼児の子育てに伴う保護者の孤独感や不安感、負担感の軽減を図る。 また、育児ファミリー・サポート・センターの会員間の相互援助による子育て支援を一層推し進め、地域における子育て力を向上させる。	指標名(単位)	性質
			① 地域子育て支援拠点事業等参加者数(年間延べ利用者:人)	↑
			② 育児ファミリー・サポート・センター会員数(人)	↑
2 2 1	子どもの居場所づくりと自立支援	共働き家庭の増加等を踏まえ、「民間児童クラブ」の誘致をはじめとする「児童クラブ」の充実を図り、学校や家庭以外で子どもが安全・安心に過ごすことの出来る「子どもの居場所」づくりを進め、子どもや若者が様々な体験や交流が出来る場・機会を提供するとともに、学校・保護者・地域社会等との連携による事業の充実や改善に取り組み、「子どもの居場所」のさらなる利用促進を図る。 また、ニート(若年無業者)や、ひきこもり、不登校等子どもや若者が有する困難について、当事者等への周知・啓発や相談しやすい環境づくりとともに、関係機関・団体等と連携を図りながら、必要な支援につなげていく。	指標名(単位)	性質
			① 若者自立支援事業利用者延べ人数(人)	↑
			② 児童クラブ待機児童数(人)	=
			③ 児童館3館利用者数(人)	↑

2. 後期実施計画期間の取り組み（案）

実施施策		実施施策の目標	(参考)成果指標	
2 2 2	子どもの見 守りネット ワークの整 備	地域、学校、家庭、警察等の関係機関と連携した情報共有と相談機能の強化や、啓発活動の実施、事案への早期対応など、社会総がかりで、青少年の非行防止と健全育成を推進する。 そのため、少年補導委員による街頭補導を実施し、地域の子どもたちとの関係づくりに取り組む。また、広報車による非行防止啓発活動の実施やセンター通信の発行により、市民の関心と意識を高める。さらに、年に1回、地域の有害環境実態調査を少年補導委員と連携し、兵庫県青少年愛護条例に違反する業者がないことを確認することで、青少年を取り巻く環境の浄化を進める。 悩みを抱えた青少年やその保護者に相談の場を提供し適切な助言や対応を行ったり、青少年に関する施策の調査審議および関係行政機関の連絡調整を行う会を開催したりすることにより、青少年の健全育成の推進を図る。	指標名(単位)	性質
			① 補導活動回数(回)	=
			② 相談対応件数(件)	↑
2 3 1	幼児教育・ 保育の充実	乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。民間の力を活用した必要な保育サービスの提供体制の確保を図り、待機児童の解消を目指すとともに、すべての就学前の子どもが質の高い幼児教育・保育を受け、安心して子どもを産み育てられる環境をつくる。また、延長保育、一時保育、病児・病後児保育、統合保育に加え、令和8年度より制度化されることも誰でも通園制度など多様な保育ニーズに対応し、子育て支援 充実を図る。 幼児教育センターにおいて、公私立就学前施設職員を対象とする研修等の実施並びに幼児教育アドバイザーによる各就学前施設への訪問指導を通して、職員の専門知識の習得及び実践的指導力の向上を図る。併せて拠点園を中心とした保育の公開や園内研究・研修会、関係機関との連携により、地域で一体となって幼児教育の質向上や、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進を目指す。	指標名(単位)	性質
			① 保育所等待機児童数(人)	=
			② 特別保育年間利用者数(人)	=
			③ 研修受講者の意識変容(%)	↑
			④ 幼児教育アドバイザーの活動件数	↑

2. 後期実施計画期間の取り組み（案）

実施施策		実施施策の目標	(参考)成果指標	
2 4 1	知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	確かな学力については、主体的・対話的で深い学びの実践、指導と評価の一体化、読解力・記述力の育成等を図る。また、個別最適な学びの充実を図るとともに、ICTの活用等によるきめ細かな指導、全国学力・学習状況調査等の客観的評価を活用したPDCAサイクルの充実、学びの土台となる自己肯定感等の育成を図る。 豊かな心については、児童生徒の権利を尊重し、全ての児童生徒が安心して楽しく学校に通えるよう魅力ある環境づくりを通して育成する。 健やかな体については、全国体力調査の結果を分析し、課題に応じた取組を実施することで体力・運動能力の向上と、生活習慣の形成を図る。 さらに、教育DX推進指針に基づき、児童生徒の学びを充実させるとともに、安全で快適に学習できるICT環境を整備する。 これらの取組を通じて、すべての児童生徒の「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力の一体的な向上を図る。	指標名(単位)	性質
			① 全国学力調査の全国平均を100とした時の小中学校の指数	↑
			② 教師のICT活用指導力(%)	↑
			③ 授業が分かりやすいと回答した児童生徒の割合(%)	↑
			④ 自分にはよいところがあると肯定的に回答した児童生徒の割合(%)	↑
			⑤ 全国体力調査の全国平均を100とした時の小中学校の指数	↑
			⑥ 高校卒業時の学校満足度(学校アンケートより)(%)	↑
			⑦ 長欠児童生徒出現率(%)	↓
2 4 2	教育相談・支援体制の充実	複雑化・多様化する現代社会の中において、児童生徒の悩みや不安を受け止め、きめ細かく対応するため、文部科学省「誰一人取り残されない学びの保障(COCOLOプラン)」を踏まえ、①「全ての児童生徒の学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えること」②「心の小さなSOSを見逃さずチーム学校で支援すること」③「学校の風土の『見える化』を通して、学校を『みんなが安心して学べる』場所にする」を進める。その中で、学校内外の専門的な視点をもとにした相談体制、支援体制の充実を図る。	指標名(単位)	性質
			① 「相談できる」と感じている児童生徒の割合(%)	↑
			② 不登校児童生徒の関係機関等との連携率(%)	↑
			③ 学びへのつながり度(%)	↑
			④	

2. 後期実施計画期間の取り組み（案）

実施施策		実施施策の目標	（参考）成果指標	
2 4 3	特別支援 教育の推 進	ユニバーサルデザインの考え方に基づいた「基礎的環境整備」の充実とICT機器の活用等をはじめとする一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた「合理的配慮」を提供し、誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現を目指す。 また、教育と保健・福祉・医療・労働等の関係機関との「ステップ★ぐんぐん」を活用した連携の強化を図り、可能な限り早期から学校卒業後に至るまでの一貫した指導・支援を行う。 さらに、市立特別支援学校においては、地域のセンター的機能を持つ学校として、市内の学校園との連携を強化し、教育相談や職員研修等の地域支援事業の推進を図る。 これら、「今後の特別支援教育のあり方」に基づいた取組を通じて、障がいのある幼児児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服することを支援する。	指標名(単位)	性質
			① 通常学級で支援が必要な人数のうち、個別の教育支援計画『ステップ★ぐんぐん』を作成している人数の割合(%)	↑
			②	
			③	
			④	
2 4 4	教職員の 資質向上	教職員の資質向上を図るため、各専門分野の著名な講師を招聘し、次期学習指導要領に向けた国の動向や教職員のライフステージに応じた研修を行うとともに、オンラインやアウトリーチ型支援を活用し、学び続ける教職員を支援する。 本市の教育の総合的な向上に向け、総合教育センターの計画的な整備により、安全・安心な環境を確保するとともに、センターの機能強化によりこれからの時代に即した教職員の学びの場の充実を図る。	指標名(単位)	性質
			① 研修受講者の意識変容(%)	↑
			② 授業力向上(カリキュラム)支援センター自主研修利用者数(人)	↑
			③	
			④	

2. 後期実施計画期間の取り組み（案）

実施施策		実施施策の目標	(参考)成果指標	
251	学校を支える組織体制の整備	教育活動への支援の充実・総合化・ネットワーク化を図ることで、将来を担う子どもたちの成長を地域ぐるみで支えていく取組の充実を図る。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進により、地域人材の学校支援ボランティア派遣や地域の特色を活かした学習・体験活動を実施し、地域とともにある学校づくりを促進する。積極的に教育情報を発信し、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づいた学校・家庭・地域総がかりの教育を推進する。	指標名(単位)	性質
			① 「学校に対する保護者、地域の理解が深まった」と回答した割合(%)	↑
			② 学校支援ボランティア活動回数(回)	↑
			③ 「学校運営協議会の協議が、地域学校協働活動の新たな取組や充実につながった」と回答した割合(%)	↑
			④	
252	安全・安心な教育環境の充実	阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験や教訓を踏まえ、風水害を含む様々な災害から自らの命を守るため、正しい知識や技術を身に付け主体的に判断し行動する力を育成する。また、警察と連携を図り、防犯訓練を実施することで、不審者等への防犯対策についての的確な判断・行動ができるようにする。通学路等における児童生徒の安全を確保するため、関係部署と連携し、通学路の点検、改善が必要な個所についての早期対応を進め、通学路の安全対策を推進する。 老朽化した施設・設備の長寿命化のため、大規模改造工事や空調設備改修工事等を行い、安全で快適な学校園施設の充実を図る。	指標名(単位)	性質
			① 警察と連携した防犯訓練の実施校数(校)	↑
			② 教職員心肺蘇生法講習会受講率(%)	↑
			③ 関係機関と連携した防災訓練の実施校数(校)	=
			④	

2. 後期実施計画期間の取り組み（案）

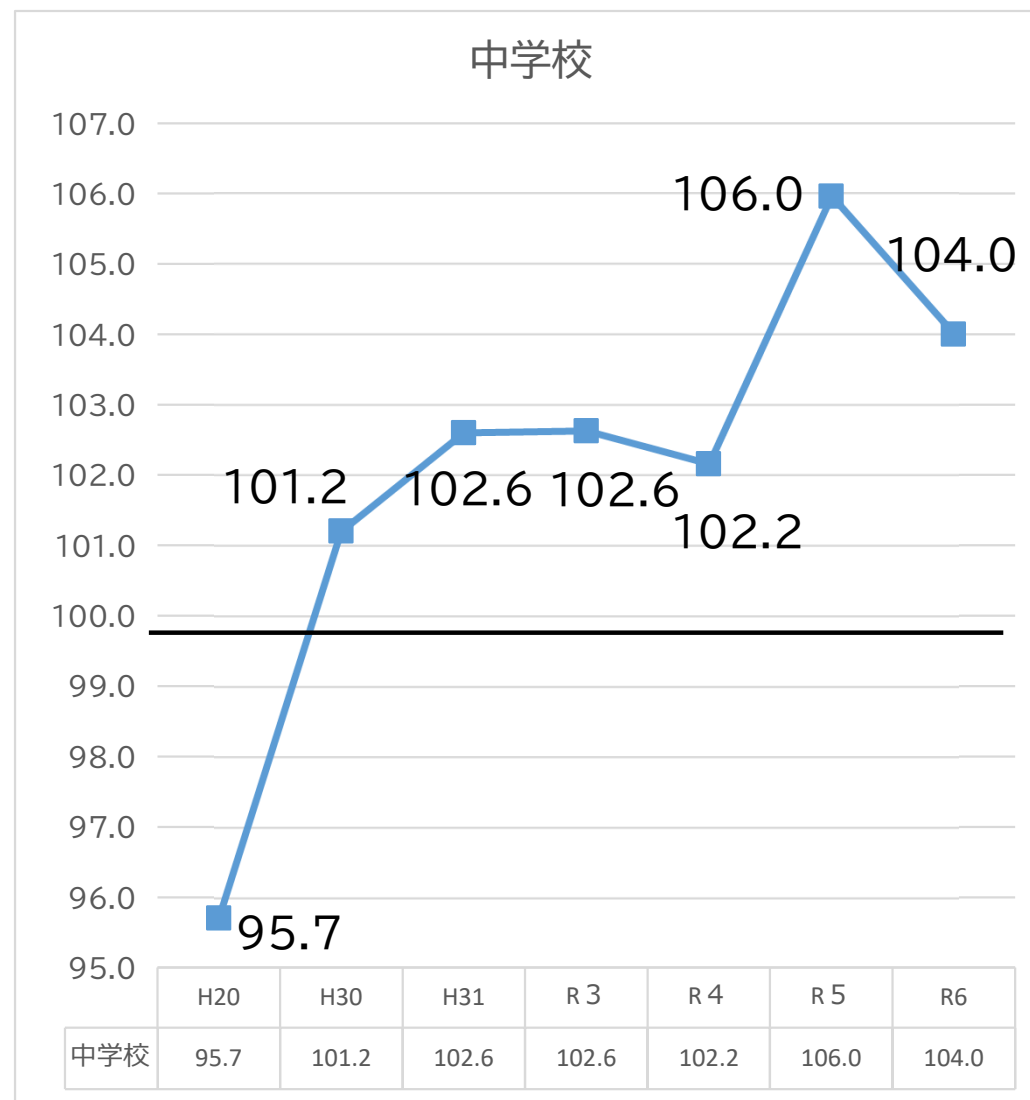
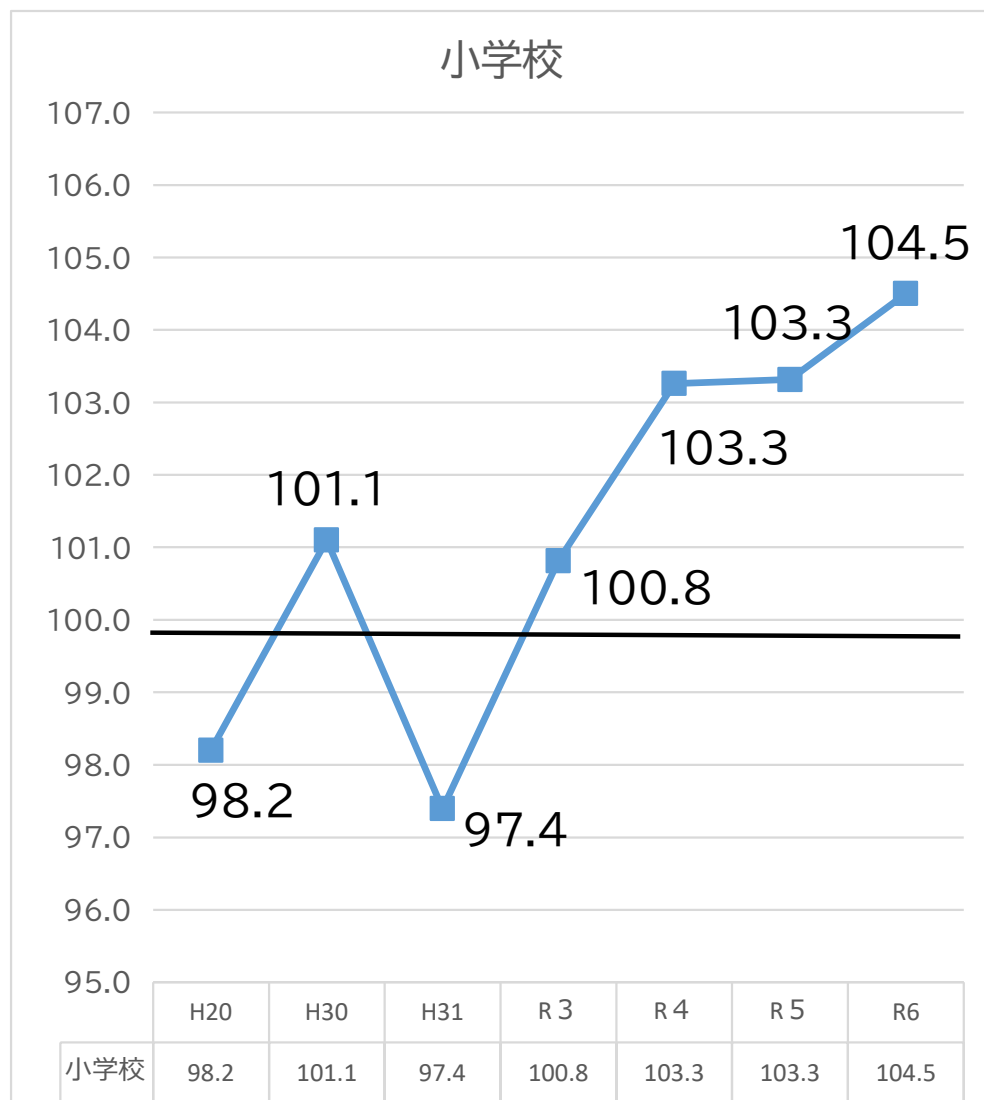
実施施策		実施施策の目標	(参考)成果指標	
2 6 1	多様な学習機会の提供	生涯にわたって学ぶことができる機会を提供し、その学びを継続するために安心して学習、活動できる環境の整備、充実を図ることで、市民の主体的な学習や学習成果の地域還元への支援を推進する。 そのため、中央公民館、ラスタホール、きららホールが、それぞれの機能や施設の特徴を活かし、「ライフステージごとの市民ニーズ」や「社会や地域の課題」の両者に対応するとともに、各施設のノウハウの共有や連携、学校や地域団体等との協力連携、ICT技術などの活用に取り組むことにより、新たな社会状況に対応した学びの機会の充実を図る。	指標名(単位)	性質
			① 講座等実施数(回)(公民館・ラスタ・きらら)	↑
			② 施設利用者数(人)(公民館・ラスタ・きらら)	↑
			③ 施設利用者満足度(％)(公民館[スワンホール]・ラスタ・きらら)	↑
			④	
2 6 2	図書館サービスの充実	蔵書構成やレファレンス機能などを充実させ、市民の学びを支援するとともに、多くの人とことばを交わす環境を提供することにより、市民相互の交流促進を図る。また、「第2次子ども読書活動推進計画」の一環として、こども電子図書館による本に触れる機会の増加や、家庭・地域・学校との連携による、子どもの読書習慣形成に取り組む。	指標名(単位)	性質
			① 一人あたり貸出冊数(全館・年間)	↑
			② レファレンスサービス件数(全館・年間)	↑
			③ 交流事業実施回数(本館・年間)	↑
			④ 電子書籍閲覧回数(年間)	↑

2. 後期実施計画期間の取り組み（案）

実施施策		実施施策の目標	(参考)成果指標	
2 6 3	生涯スポーツが楽しめる環境整備	「伊丹市スポーツ推進計画」に基づき、生涯にわたって誰もがスポーツに親しむことで、心身の健康の保持・増進や明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するため、“するスポーツ”、“みるスポーツ”、“ささえるスポーツ”“伊丹ならではのスポーツ”を推進し、すべての市民がアクティブライフを楽しむことができる環境を作る。 併せて、スポーツ施設の老朽化対策や既存施設の有効活用等、本市のスポーツ施設全体の適正化に努め、持続可能な地域スポーツ環境の確保・充実を図る。	指標名(単位)	性質
			① 市民スポーツ祭等イベント参加者数(人)	↑
			② 体育施設の利用者数(人)	↑
			③	
			④	
2 7 1	人権教育・啓発の推進	女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人をはじめ、多様化・複雑化する様々な人権課題について、関係部局と連携して、本市における人権教育・啓発の着実かつ効果的な推進を図り、すべての人の人権が尊重され、生き生きと暮らせるまちの実現を目指す。そのために、学校・家庭・地域・職場など、あらゆる場において、市民一人ひとりが人権を尊重し、地域社会の中で互いの多様性を認め合い、共に生きることができるよう、関係団体と連携しながら、市民の人権に関する学習や、市民主体の教育・啓発活動を支援していく。	指標名(単位)	性質
			① 人権教育・啓発事業への参加者数(人)	↑
			② 市民団体が実施する市補助事業への参加人数(人)	↑
			③	
			④	

1. 令和6年度全国学力・学習状況調査結果（令和6年7月29日公表）

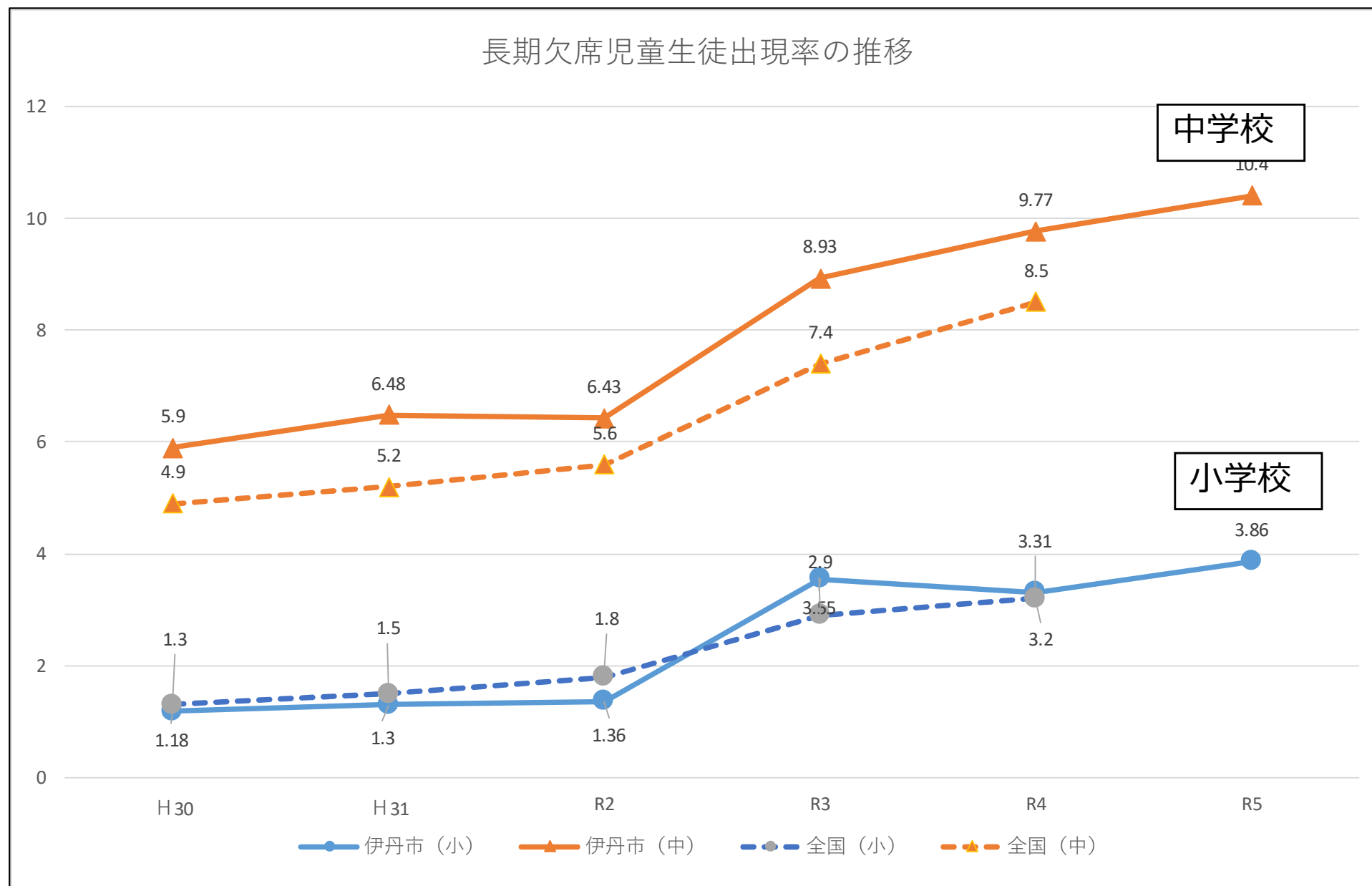
①平均正答率(全国を100とした場合の伊丹市の数値)の経年変化



*R2は新型コロナウイルスの影響により中止



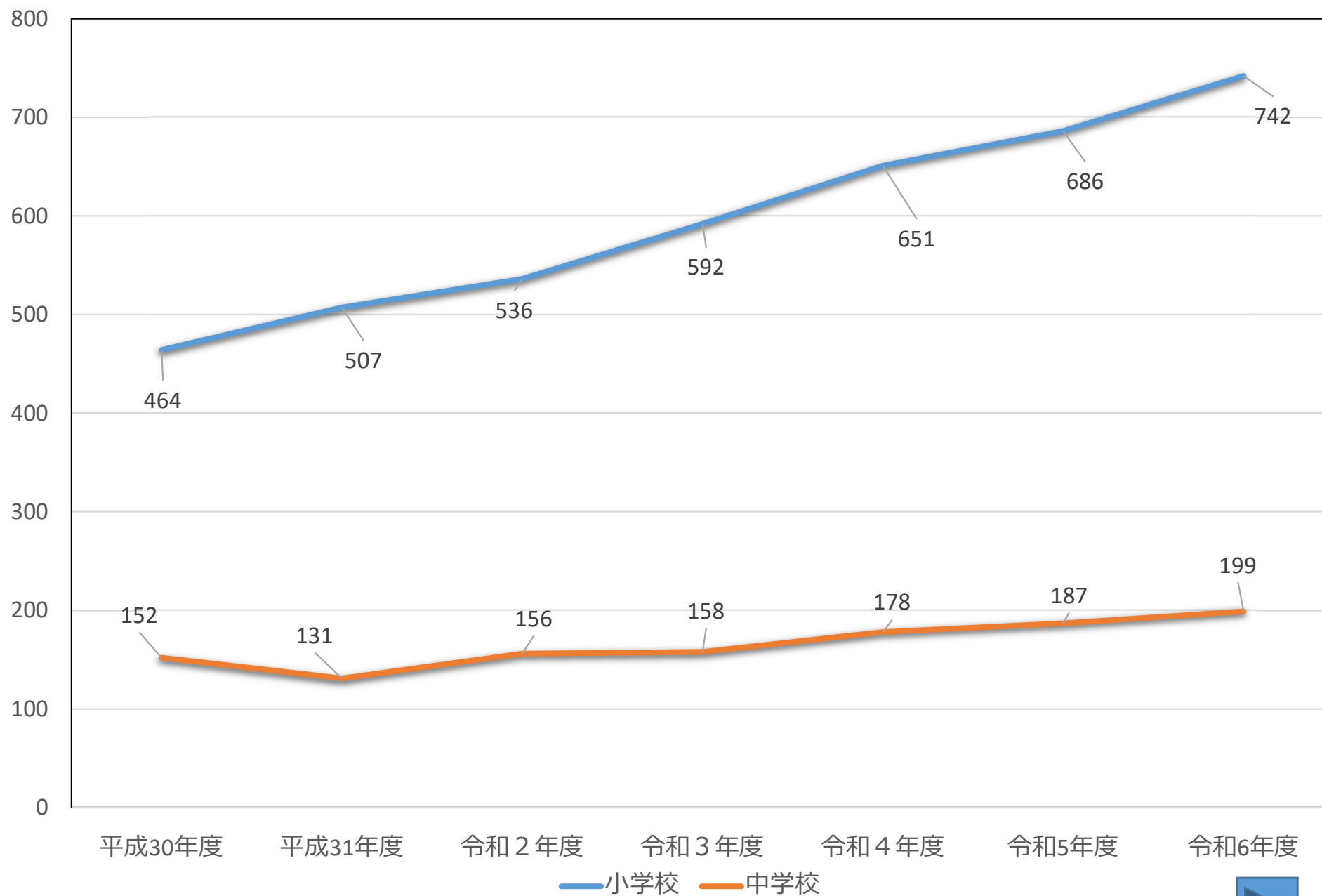
2. 増加する長期欠席者数



長期欠席児童生徒出現率・・・全児童生徒数に占める年間30日以上欠席者数の割合(%)

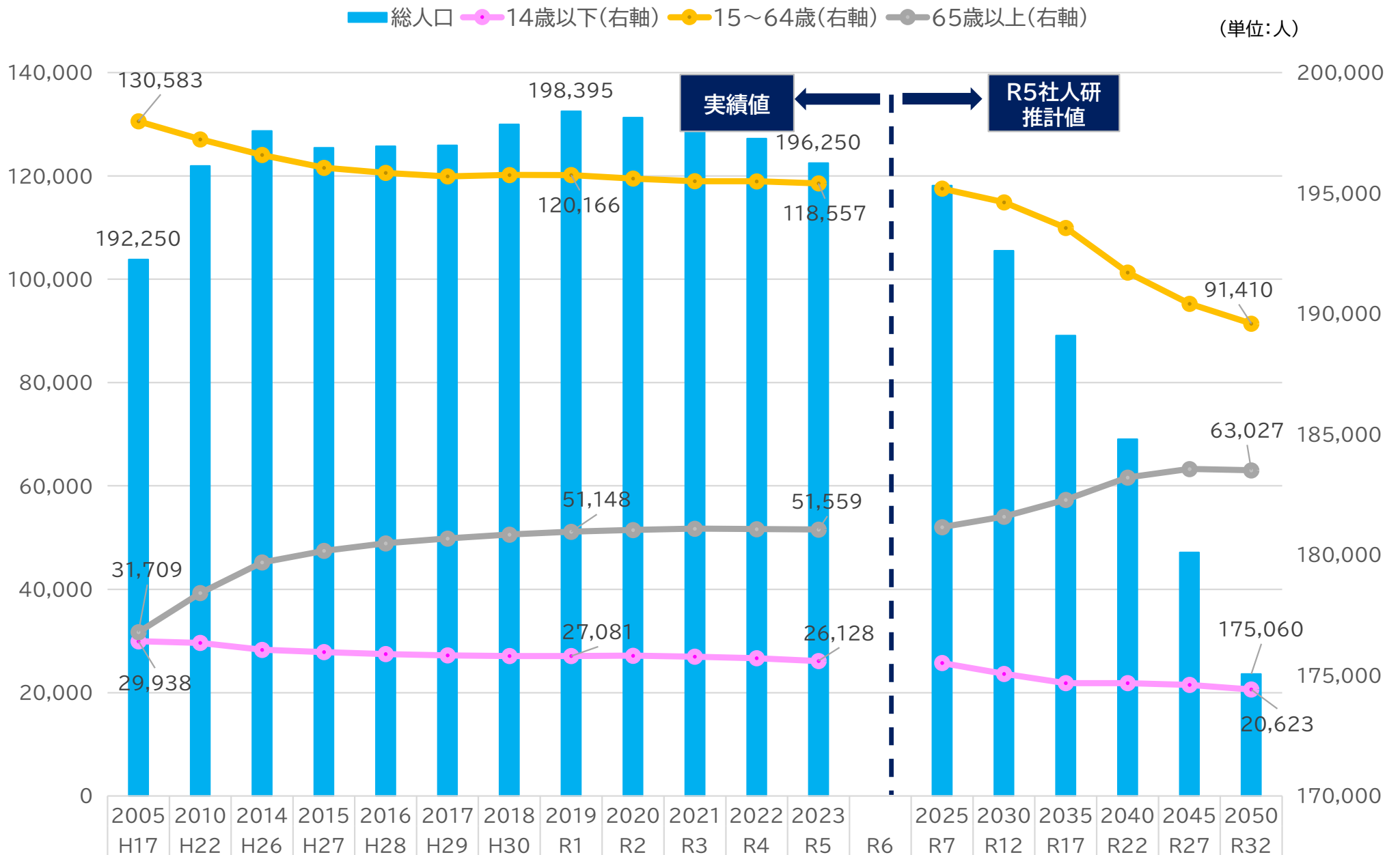


3 小中学校の特別支援学級在籍者数

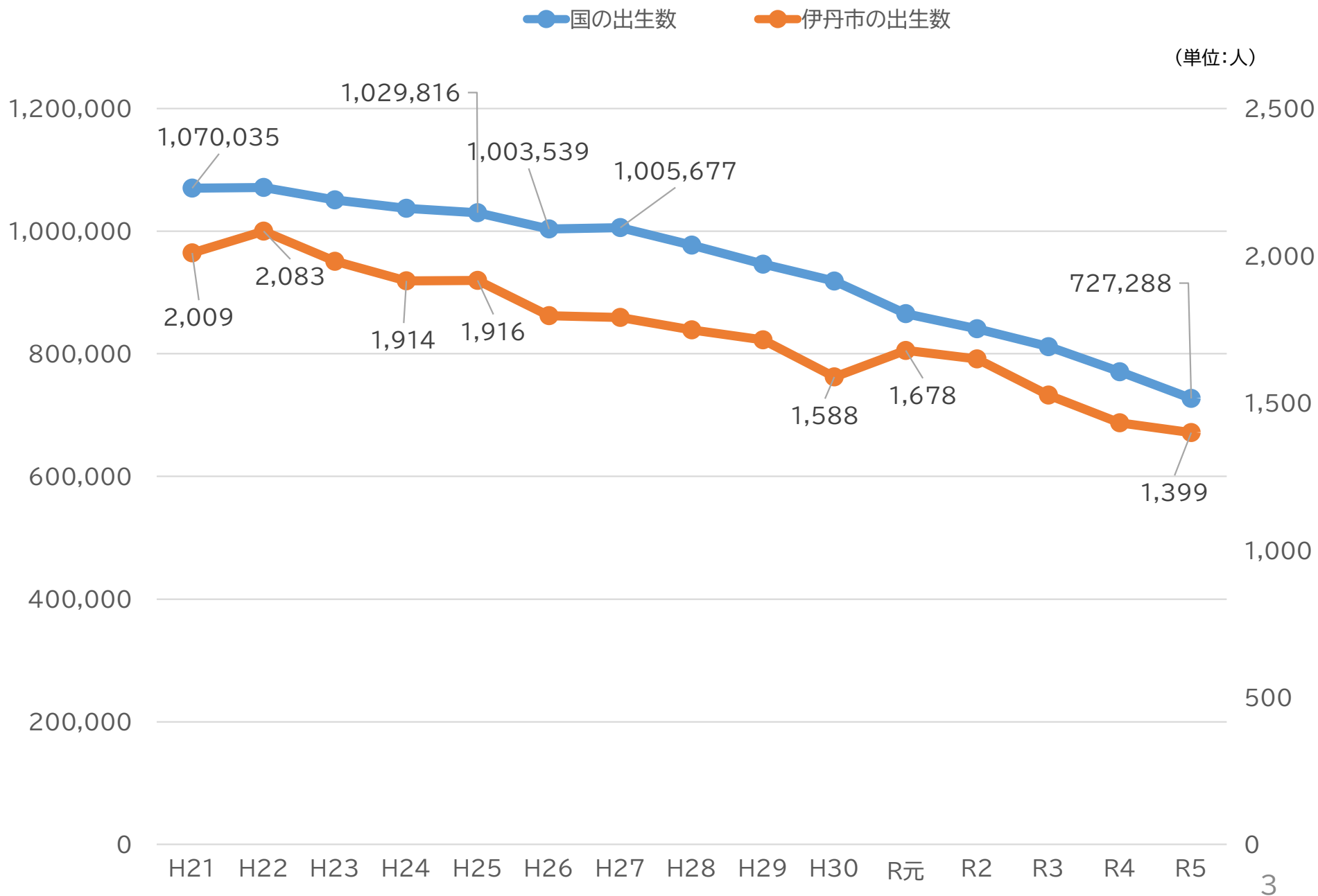


今後の人口動向を見据えた 教育のあり方について

本市の総人口と人口3区分の推移（各年10/1時点）

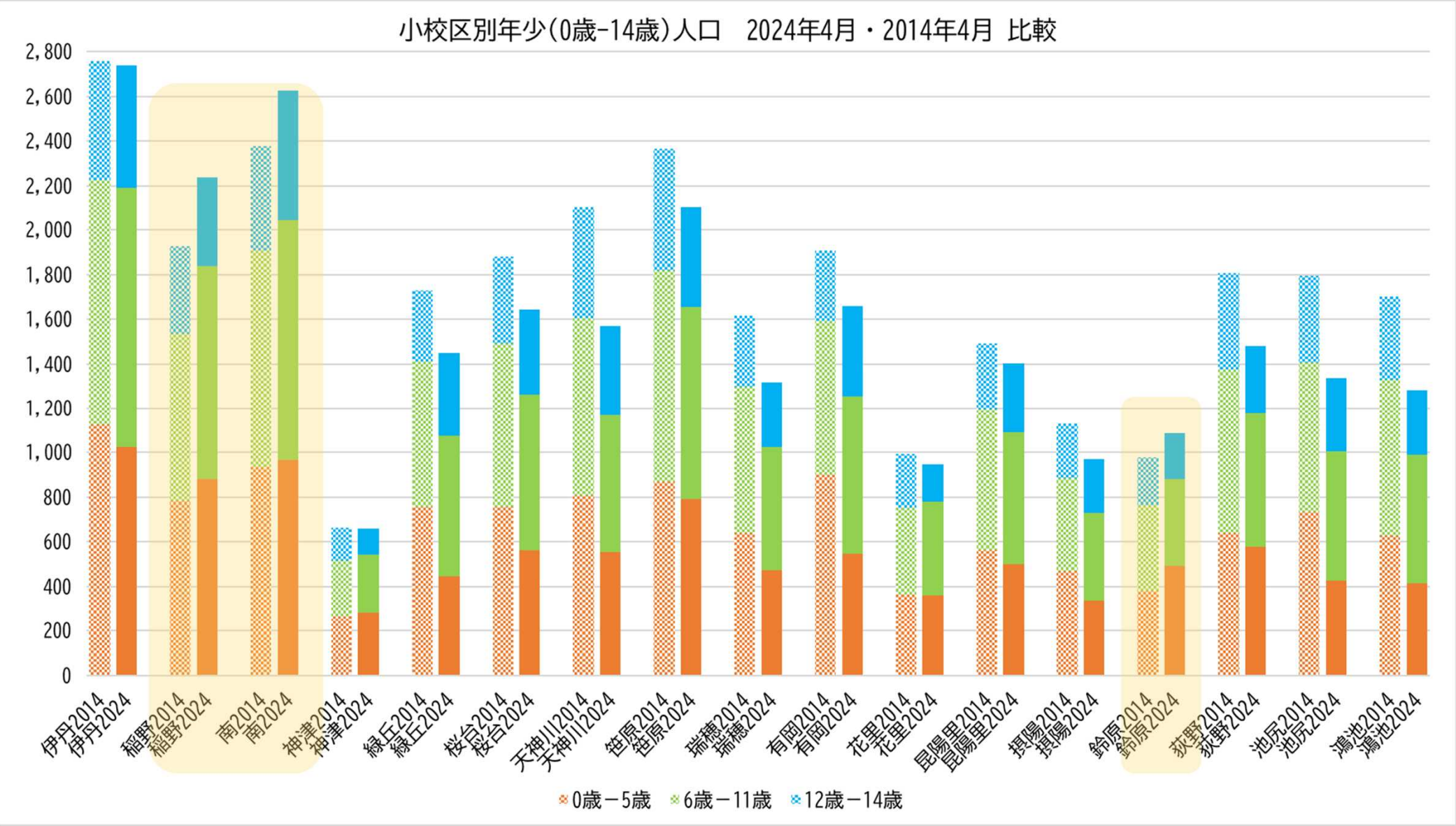


国と本市の出生数推移



小学校区別年少人口推移（2014.4-2024.4）

(単位:人)



小学校区別年少人口推移（2014.4-2024.4）

（単位：人）

0歳-14歳人口 2014年⇒2024年 10年間の増減

